

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
県南方部の減災に係る取組方針**

平成 3 0 年 5 月 1 8 日

県南方部水災害対策協議会

1 はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失、広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生するなど甚大な被害となった。

こうした背景から、平成 27 年 12 月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されたことを踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめ、国管理河川を対象として、大規模氾濫減災協議会を設立し、目標や取組方針を策定したところである。

このような中、平成 28 年 8 月には、台風 10 号等の一連の台風によって国管理河川の支川や県管理河川といった中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生した。

これらを踏まえ、県管理河川においても「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取組の加速が求められる中、福島県では河川管理者、市町村などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進することにより、県南方部においても氾濫が発生することを前提として社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に「県南方部水災害対策協議会」（以下、「本協議会」という。）を活用し※取組の推進を図っていく。

本協議会においては、県南方部の水害リスク情報、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している減災対策の取組状況、減災対策を進めるにあたって前提となる河川改修等の実施状況等を十分に共有したうえで、県南方部の実情等に応じて必要な取組内容について協議等を行い、概ね 5 年以内で実施する取組内容等を県南方部の減災に係る取組方針（以下、「取組方針」という。）として取りまとめ、共有する。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

なお、本資料は、県南方部水災害対策協議会設置要綱第 2 条に基づき、取組方針として取りまとめたものである。

※福島県では、8 建設事務所単位で 8 方部の「水災害対策協議会」を平成 21 年度に設立しているため、既に組織されている協議会の枠組みを活用し、水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、県管理河川を対象とした「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく減災に係る取組を推進している。

2 本協議会の構成員

本協議会の構成機関及び構成員は、以下のとおりである。

| 構成機関 | 構成員 |
|-----------------|-------|
| 白 河 市 | 市 長 |
| 西 郷 村 | 村 長 |
| 泉 崎 村 | 村 長 |
| 中 島 村 | 村 長 |
| 矢 吹 町 | 町 長 |
| 棚 倉 町 | 町 長 |
| 矢 祭 町 | 町 長 |
| 塙 町 | 町 長 |
| 鮫 川 村 | 村 長 |
| 白河地方広域市町村圏消防本部 | 消 防 長 |
| 気象庁福島地方气象台 | 台 長 |
| 福島県県南建設事務所 | 所 長 |
| 福島県県南地方振興局県民環境部 | 部 長 |

本協議会のアドバイザーは、以下のとおりである。

| アドバイザー |
|-----------------------|
| 国土交通省東北地方整備局河川部 |
| 国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所 |
| 国土交通省関東地方整備局河川部 |

3 県南方部の概要と主な課題

(1) 地形的特徴等

①流域

県南方部は、大部分を阿武隈川水系及び久慈川水系が占め、西側（白河市、西郷村）に那珂川水系、東側（塙町、鮫川村）に二級水系（鮫川、内ヶ竜川）を有し、多様な流域で構成されている。

阿武隈川水系は、その源を西郷村大字鶴生の旭岳に発し、ほぼ中央を南から北へと流れ、その左岸にあたる西側には奥羽山脈があり、右岸にあたる東側には阿武隈山地がある。これらの山地部からの河川が平地部において阿武隈川に流入している。

久慈川水系は、その源を福島県・栃木県・茨城県の境界に位置する八溝山に発し、北から南へと流れ、その右岸にあたる西側には八溝山地があり、左岸にあたる東側には阿武隈山地がある。溪流の様相を呈している上流域、田園地帯を穏やかに流れる中流域、茨城県境付近の狭窄部となっている下流域の三つに区分できる。

那珂川水系は、那珂川は、その源を福島県と栃木県の境界に位置する那須岳に発し、栃木県内へ流下している。

二級水系は、山地の急流部から平地部に流れ込み、太平洋へ向けて再び山地部を通過して流下している。

②洪水・氾濫

県南方部のうち、阿武隈川流域においては、本川の流路が南北方向で台風の進路と一致しやすい特性から、主要洪水は台風に起因することが多く、大規模な洪水被害が発生しやすい特徴がある。

上流部の急流部となっている区間においては、洪水の流れが速く、洪水時に水衝部が発生して河岸や堤防を侵食するリスクがある。

また、平地部で築堤河道となっている区間においては、ひとたび氾濫が発生すると氾濫水が急速かつ広範囲に拡散する。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

県南方部においては、洪水に対する浸水被害の解消を目的として昭和30年代前半より河川改修事業が行われてきており、ほ場整備と一体となった河川整備や水害の再発防止のための改良復旧事業による河川整備が進められてきた。

しかし、近年において河川沿川の都市化の進行に伴い都市部を中心とした浸水被害が度々発生しており、特に昭和61年8月の台風10号による豪雨では、水害区域約572ha、浸水戸数523戸、全半壊戸数2戸の甚大な被害が発生した。また、平成10年8月の未曾有の豪雨では、水害区域約477ha、浸水戸数754戸、全半壊戸数71戸の甚大な被害が発生し、また、停電、電話の不通、国道4号の通行止めなど、ライフラインや交通網の寸断が長時間に及んだ。

このため、これらの地域において、家屋の浸水被害を解消すべく、河川改修事業を現在も実施中である。

(3) 主な課題

県南方部における主な課題は、以下のとおりである。

- 近年、時間雨量50mmを超える雨が頻発するなど、雨の降り方が局地化・集中化・激甚化している。
- 流域が広く、河川数が多いため、河川改修に時間を要しており、浸水被害の発生が懸念される。
- また、上下流バランスを保ちつつ河川改修を進めているため、河川断面が不足している箇所や堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している状況にある。
- 上流部では、河床勾配が急、本川に比べて流路延長が短い河川が多いため、急激な水位上昇や、堤防・護岸等の施設被害の発生が懸念される。
- 一方、河川の改修が進んでいる箇所においては、洪水等による氾濫被害が減少する中で、沿川の人々の洪水等の水災害に対する危機意識を向上させる必要がある。

4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

県南方部における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

| 項目 | 現状○と課題● | |
|--------------------------------|--|---|
| 洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング | ○ 主要な県管理河川において、計画規模降雨による浸水想定区域図を策定している。 | |
| | ○ 福島県が基準観測所の水位により水防警報を公表している。 | |
| | ○ 阿武隈川、社川、久慈川では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。 | |
| | ○ 災害発生のおそれがある場合は、気象台長、県南建設事務所長から沿川自治体の首長に、気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達（ホットライン）を実施している。 | |
| | ● 主要な県管理河川において、想定最大規模降雨による浸水想定区域図を策定する必要がある。 | 1 |
| | ● 水位周知や浸水想定区域図等の防災情報の持つ意味や、防災情報を受けた場合の対応について、住民目線で分かり易い情報共有が必要である。 | 2 |
| | ● 各種防災情報における危険の切迫度や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民等の適切な避難行動につながらないおそれがある。 | 3 |
| 避難勧告等の発令基準 | ○ 地域防災計画等に具体的な避難勧告の発令基準等を明記している。（一部明記中） | |
| | ● 県管理河川における避難勧告等の発令に着目したタイムライン等が未整備であるため適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 | 4 |

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項 目 | 現状○と課題● | |
|-----------|--|---|
| 避難場所・避難経路 | ○ 避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。 | |
| | ● 大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民避難が適切に行えないことが懸念される。 | 5 |
| | ● 大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 | 6 |
| | ● 避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。 | 7 |

①情報伝達、避難計画等に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|-----------------|---|----|
| 住民等への情報伝達の体制や方法 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線による避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、FMラジオ、広報車による周知等を実施している。 ○ 河川管理者、気象台等からWEB及び報道機関等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報、気象情報などを住民等に情報提供している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 急激な水位上昇等における担当者による迅速な対応が困難となるおそれがある。 | 8 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 防災行政無線が現在のところ整備されていない地域がある。 | 9 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 | 10 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。 | 11 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に国・県・市町村等においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 | 12 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 住民の避難行動の判断に必要な防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。 | 13 |
| 避難誘導體制 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。 | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。 | 14 |

②水防に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|-------------------------|--|----|
| 河川水位等に係る情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川流域総合情報システム等による河川水位、雨量情報等を県のHPや報道機関を通じて伝達している。 ○ 災害発生のおそれがある場合は、気象台長、県南建設事務所長から沿川自治体の首長に、気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報に係る情報伝達（ホットライン）を実施している。（再掲） ○ 気象台が洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を提供している。（再掲） | |
| | ● HP等の防災情報の持つ意味やその後の対応について共有するための継続的な広報等が必要である。 | 15 |
| | ● 優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定制・共有が難しい。 | 16 |
| 河川の巡視区間 | ○ 出水期前に、自治体、水防団（消防団）等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には河川巡視を実施している。 | |
| | ● 河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 | 17 |
| | ● 水防団員（消防団員）が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 | 18 |
| | ● 水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。 | 19 |
| 水防資機材の整備状況 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。 ● 水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ● 水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。 | |
| 市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村庁舎が被災した場合、防災拠点施設の代替施設を指定している。 ○ 停電が発生した場合においても非常用発電機により72時間の電力を確保している。 | |

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|------------------|---|----|
| 排水施設、排水資機材の操作・運用 | ○ 樋門等の操作について市町村・近隣住民に委託している。 ○ 災害時応援協定に基づき、建設業組合等に対し、排水資器材の応援を求める体制が確立されている。 ○ 樋門の操作点検を出水期前に実施している。 | |
| | ● 築堤区間が破堤した場合、排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 | 21 |
| | ● 現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水システムも考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。 | 22 |
| 既存ダムにおける洪水調節の現状 | ○ 洪水調節機能を有する堀川ダムで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。 | |

④ 河川管理施設の整備に関する事項

| 項目 | 現状○と課題● | |
|----------------------------|---|----|
| 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 | ○ 計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、上下流バランスを保ちながら堤防整備、河道掘削などを推進している。 ○ 堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について整備を推進している。 | |
| | ● 計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。 | 23 |
| | ● 堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。 | 24 |
| | ● 洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。 | 25 |

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成機関が連携して平成 29 年度から平成 33 年度の 5 年間で達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

阿武隈川本川の流路が南北方向で台風の進路と一致しやすい特性や、支川の多くが急勾配で水位上昇が早い上流域の地形特性から、過去に幾度も甚大な浸水被害が発生しているため、昭和 61 年 8 月の台風 10 号や平成 10 年 8 月の台風 4 号接近に伴う豪雨等の過去の水害の教訓を踏まえ、県南方部の県管理河川で発生しうる大規模水害に対し、地域防災力の向上による「逃げ遅れゼロ」、「社会経済被害の最小化」を目指す。

- ※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。
- ※ 地域防災力の向上・・・急激な水位上昇など住民自らがリスクを察知し、状況に応じた確実な避難ができる状態。
- ※ 逃げ遅れゼロ・・・ハード対策、ソフト対策を実施することによって洪水に対して安全な場所へ逃げ切ることができる状態。
- ※ 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する河川改修等、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、ソフト対策として、地域住民と一体となった「地域防災力の向上」を図るため、以下の取組を実施する。

- 1 住民の避難行動に資するための情報伝達、避難計画等に関する取組
- 2 水防災意識の再構築に向けた平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- 3 地域防災力向上のための水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

6 概ね5年で実施する取組

●河川及び氾濫区域の特徴に応じた減災対策の推進へ。

- 1 施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生することを前提に、より実効性のある「住民目線のソフト対策」に取り組む。
- 2 過去の洪水被害の軽減を目標に、河川整備も着実に推進する。
- 3 上記の対応策の進捗について、毎年、フォローアップを行うほか、整備の進展や氾濫区域内の土地利用の変化に応じて、取組内容も適宜見直しを行う。

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) ハード対策の主な取組

各構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|------------|--------------|--------|
| ■ 堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 河川整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・久慈川（矢祭町） ・矢武川（白河市） ・渡瀬川（鮫川村） 等 ● 河川の堆砂除去・伐木・除草の推進 ● 洪水調節機能を有するダム of 適切な施設管理 | 21, 23, 24 | 引き続き実施 | 福島県 |
| ■ 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 | | | |
| ● 水防資機材の充実 | 20 | 引き続き実施 | 福島県市町村 |
| ● 円滑な避難活動や水防活動を支援するためのCCTVカメラ、簡易水位計（危機管理型水位計）や量水標等の整備の推進 | 2, 13 | 平成29年度から検討実施 | 福島県 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

(2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

1 住民の避難行動に資するための情報伝達、避難計画等に関する取組

○円滑かつ迅速な避難のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|------------------|-------------------|
| ■ 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| <p>● 洪水時等における河川管理者等からの情報提供等の内容及びタイミングの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 洪水時等の市町村長による避難勧告等発令の判断を支援するため、洪水時等に气象台や河川管理者等から市町村に提供する気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報の内容及び提供するタイミングを確認する。 直接市町村長等に気象情報、河川情報及び土砂災害警戒情報を伝達するホットラインの構築状況を確認する。 | 25 | 平成29年度から 順次実施 | 气象台 福島県 市町村 |
| <p>● 避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 「避難勧告等に関するガイドライン」(平成29年1月、内閣府(防災担当))を参考に、市町村が定めた洪水時等における避難勧告等の発令対象区域、発令判断基準等の確認を行う。 市町村が定めた避難勧告発令等の発令判断基準等を踏まえて、防災行動と河川管理者及び市町村等その実施主体を時系列で整理する「水害対応タイムライン」を作成するとともに、その運用状況を確認する。 避難勧告等の発令判断基準の目安となる基準水位(氾濫危険水位、避難判断水位)の見直しの予定を共有し、その進捗状況について確認する。 | 4 | 平成29年度から 順次実施 | 气象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-----------------------------|------------------|-------------------|
| ■ 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| <p>● 水害危険性（浸水想定及び河川水位等の情報）の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位周知河川等の指定を行う河川について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。 ・「地域の水害危険性の周知に関するガイドライン」（平成29年3月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課）を参考に、簡易な方法による水害危険性の周知を行う河川及び当該河川における情報提供の方法について検討・調整するとともに、その進捗状況について確認する。 ・洪水警報・大雨（浸水）警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値の利活用推進を図る。 | 3, 8, 11, 25 | 平成29年度から 順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>● 情報通信技術等を活用した住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川の防災情報(国土交通省提供サイト)」や、河川流域総合情報システム(福島県提供サイト)等、国と県が有している河川水位やCCTVカメラ等のリアルタイム情報の住民等への周知方法について検討・調整する。 ・気象庁HP等を活用した情報提供と利活用について促進を図る。 ・緊急速報メールの活用等、住民等に対する洪水情報や避難情報等の適切かつ確実な伝達体制・方法について、検討・調整する。 | 2, 3, 9, 10, 11, 12, 13, 15 | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>● 隣接市町村等への広域避難体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において洪水浸水想定区域図等の水害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、当該市町村内の避難場所だけで避難者を収容できない場合等は、隣接市町村等における避難場所の設定や洪水時の連絡体制等について検討・調整する。 | 1, 5 | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|--------------|--------------------|-------------------|
| ■ 情報伝達、避難計画等に関する事項 | | | |
| <p>● 要配慮者利用施設等における避難計画等の作成・訓練に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の立地状況を確認するとともに、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成状況、訓練の実施状況を確認する。 ・避難確保計画の作成状況や訓練の実施状況を踏まえ、それぞれの取組を促すための支援策について検討・調整する。また、施設職員だけで対応するのが難しい場合の地域の支援体制について検討・調整する。 | 1, 14 | 平成29年度から 順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>● 洪水警報の危険度分布等の提供及び気象情報発信時の「警報級の可能性」や「危険度を色分けした時系列」等の発表・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警報等の解説・見える化により、気象情報発信時の情報入手のし易さをサポートする。 | 3, 11, 15 | 平成 29 年度から 順次実施 | 気象台 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

2 水防災意識の再構築に向けた平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組

○住民等への周知・教育・訓練に関する取組

大規模水害発生時において適切に避難行動ができるよう、水防災意識の再構築に向けた平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|------------|------------------|-------------------|
| ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | |
| <p>● 想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の共有</p> <p>・国又は県による想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図等の作成・公表の予定を共有する。また、洪水浸水想定区域図が作成された場合は当該洪水浸水想定区域図を共有する（なお、共有された洪水浸水想定区域図については、土地利用や都市計画の検討等においても広く活用されるよう各構成員において確認する。）。</p> | 1 | 平成29年度から 順次実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| <p>● 洪水ハザードマップの作成・改良と周知</p> <p>・想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップの作成・公表の予定を共有する。また、洪水ハザードマップが作成された場合は、当該洪水ハザードマップを共有する。</p> <p>・「水害ハザードマップ作成の手引き」（平成28年4月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、洪水ハザードマップの住民への効果的な周知方法や、先進事例を踏まえたわかりやすい洪水ハザードマップへの改良について検討・調整する。</p> | 1, 2, 7 | 平成29年度から 順次実施 | 福島県 市町村 |
| <p>● まるごとまちごとハザードマップの促進</p> <p>・各構成員による「まるごとまちごとハザードマップ」（生活空間における想定浸水深や避難場所等に係る看板等の掲示）の取組状況を共有するとともに、「まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き」（平成29年6月、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）等を参考に、取組の推進について検討・調整する。</p> | 1, 2, 7 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| <p>● 住民、関係機関が連携した避難訓練等の充実</p> <p>・各市町村等による避難訓練の実施状況や実施予定を共有するとともに、住民等や多様な関係機関が連携した避難訓練を検討・調整する。</p> <p>・住民の水防災意識を高め、地域防災力向上のための自主防災組織の充実を図る。</p> | 19 | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-----------|--------|-------------------|
| ■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項 | | | |
| ● 防災教育の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・防災教育に関する指導計画作成への支援など、小学校等の先生による防災教育の実施を拡大する方策等に関する取組について検討・調整する。 ・小中学校等における水防災教育を実施する。 ・出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を実施する。 | 2, 7, 15 | 引き続き実施 | 気象台 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|-----------|------------------|------------|
| ■ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項 | | | |
| ● 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理型水位計(※)の配置計画を検討・調整する。 ※危機管理型水位計：現在、国土交通省のプロジェクトにおいて開発を進めている、低コストで導入が容易なクラウド型・メンテナンスフリー水位計。 ・河川監視用カメラの配置計画(設置目的に応じた性能最適化・集約化等を含む)を検討・調整する。 | 2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| ● 避難場所、避難経路の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難場所、避難経路の整備に係る情報を共有するとともに、避難場所、避難経路の整備にあたっては、近隣工事等の発生土砂を有効活用するなど、事業連携による効率的な整備となるよう検討・調整する。 | 5, 6 | 平成29年度から 検討実施 | 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

3 地域防災力向上のための水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組

○的確な水防活動のための取組

水防団等との情報共有の不足や、水防に関する各種広報への支援不足が懸念されるため、水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|--------------|--------------|---------------|
| ■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項 | | | |
| ● 重要水防箇所の確認 ・河川整備の進捗等を踏まえて、出水期前に重要水防箇所の確認を行うとともに、現地にて関係者による共同点検等の実施について検討・調整する。 | 16, 17 | 引き続き実施 | 福島県市町村 |
| ● 水防資機材の整備等 ・各構成員が保有する水防資機材の配置について共有するとともに、水防資機材の整備や洪水時の相互応援について検討・調整する。 | 20 | 引き続き実施 | 福島県市町村 |
| ● 水防訓練の充実 ・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施する。 ・県と市町村職員等を対象に水防技術講習会を実施する。 ・水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練を実施する。 ・多様な関係機関、住民等の参加等による実践的な水防訓練について検討・調整する。 | 7, 8, 15, 19 | 引き続き実施 | 気象台 福島県市町村 |
| ● 水防に関する広報の充実 ・各構成員の水防(水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画等)に関する広報の取組状況や取組予定等を共有し、先進事例を踏まえた広報の充実について検討・調整する。 | 18, 20 | 平成29年度から検討実施 | 気象台 福島県市町村 |
| ● 水防団間での連携、協力に関する検討 ・大規模な氾濫に対してより広域的、効率的な水防活動が実施できるよう、各水防団の分団等の配置、管轄区域等を共有し、洪水時の水防団間の連携・協力について検討・調整する。 | 5, 6 | 平成29年度から検討実施 | 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-----------|------------------|------------|
| ■ 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 災害拠点病院等の施設管理者への情報伝達の充実 ・洪水浸水想定区域内における災害拠点病院等の立地状況を確認し、施設管理者等に対する洪水時の確実な情報伝達の方法について検討・調整する。 | 1, 2 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 洪水時の市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 ・市町村庁舎等における洪水時に想定される浸水被害を確認し、適切に機能を確保するために必要な対策(耐水化、非常用電源等の整備等)について検討・調整する。 | 1 | 平成29年度から 検討実施 | 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

○氾濫水の排水に関する取組

現状の排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に関する情報共有の不足等が懸念されるため、氾濫水の排水に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の 対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|--------------|------------------|------------|
| ■ 氾濫水の排水に関する事項 | | | |
| <p>● 排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等</p> <p>・洪水浸水想定区域内における排水施設、排水資機材の配置、運用方法等に係る情報を共有し、洪水時の排水施設等の管理者間の連絡体制を構築するとともに、洪水時に円滑かつ迅速な排水を行うための排水施設等の運用方法について検討・調整する。</p> | 1, 6, 21, 22 | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

○その他

災害対応にあたる人材育成等の支援の不足等が懸念されるため、災害時及び災害復旧に対する支援及び災害情報の共有体制の強化に関する取組として、以下のとおり実施する。

| 主な取組項目 | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関 |
|--|-------|------------------|-------------------|
| ■ その他 | | | |
| ● 災害時及び災害復旧に対する支援強化 ・国が実施する研修、訓練への地方公共団体等の参画など、災害対応にあたる人材を育成するための方策や、地方公共団体間の相互支援体制の強化を図るための方策について検討・調整する。 | - | 平成29年度から 検討実施 | 気象台 福島県 市町村 |
| ● 災害情報の共有体制の強化 ・各構成員における災害情報の共有体制を強化するため、共有すべき災害情報や当該情報の共有方策等について検討・調整する。 | - | 平成29年度から 検討実施 | 福島県 市町村 |

* 各項目の“課題の対応欄”の数字は、前述の「4 現状の水害リスク情報や取組状況の共有」の内容と対応

※県南方部の減災に係る取組方針に基づく主な「取組内容」及び「スケジュール」については、別記とする。

7 フォローアップ

- 各構成機関の取り組む内容については、必要に応じて防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。
- 各構成機関が取り組む内容が達成できるよう本協議会構成員は、支援・協力を行うこととする。
- 原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。
- なお、今後の技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。